

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教職員課)

一〇

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(同)

一一

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(同)

一二

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(同)

一三

### 教育委員会告示

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務の

委任

(同)

一三

号外 (三) 平成二十一年四月一日

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 免許状授与等の申請手続き(第九条 第十五条)」を「第三章 免許状授与等の申請手続き(第九条 第十五条)」に改める。

免許状更新講習(第十五条の二 第十五条の五)」に改める。

第二条の表中  
教育職員免許法等の一部を改正する法律  
(平成十二年法律第二十九号)

十二

年改正法

を

教育職員免許法等の一部を改正する法律  
(平成十二年法律第二十九号)  
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律  
(平成十九年法律第九十八号)

十九

年改正法  
年改正法

に、  
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令  
(平成十二年文部省令第四十七号)

行十

二年改正施  
規則

を  
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令  
(平成十二年文部省令第四十七号)  
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令  
(平成二十年文部科学省令第九号)

行十  
行二

二年改正施  
規則  
十年改正施  
規則

に改める。

第四条中「検定は」の下に、「学力に関する証明書」を加え、同条ただし書中「第五  
条第二項及び第五項」を「第五条第三項及び第六項」に改める。

第九条第一項中「第二若しくは第二の二」を「別表第二若しくは別表第二の二」に改  
め、「掲げる書類」の下に「(十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者  
(以下「旧免許状所持者」という。))及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定  
する普通免許状に係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格  
を有することとなった日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経  
過していない者にあつては、次の第一号から第七号までに掲げる書類」を加え、同項  
第三号中「校長」の下に「副校長」を加え、同項第四号中「単位修得証明書」を「学  
力に関する証明書又は単位修得証明書」に改め、同項第五号中「若しくは第二」を「  
別表第二若しくは別表第二の二」に改め、同項に次の一号を加える。

八 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の修了に関する証明書(以下  
「免許状更新講習修了証明書」という。))又は免許状更新講習の課程の一部の履修に  
関する証明書(以下「免許状更新講習履修証明書」という。))

第九条第二項中「掲げる書類」の下に「(旧免許状所持者及び法第十六条の二第一項

に規定する教員資格認定試験(以下「教員資格認定試験」という。))に合格した日の翌  
日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、  
前項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類」を加え、同項第一  
号中「に規定する」を「及び第八号に掲げる」に改め、同項第二号中「法第十六条の二  
第一項の規定による」を削り、同条第三項中「掲げる書類」の下に「(旧免許状所持者  
にあつては、第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類)」を  
加え、同項第一号中「に規定する」を「及び第八号に掲げる」に改め、同条第四項第一  
号、第五項第一号及び第六項第一号中「規定する書類」を「掲げる書類」に改める。  
第十条第一項中「第四、第五、第六、第六の二、第七若しくは第八」を「別表第四、  
別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七若しくは別表第八」に改め、「書類」の  
下に「(旧免許状所持者及び法別表第三から別表第八まで又は法附則第九項に規定する  
普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度  
の末日を経過していない者にあつては、第一号から第八号までに掲げる書類)」を加え、  
同項第七号中「(現職者は、必要としない。以下同じ。)」を削り、同項第八号中「単位  
修得証明書」を「学力に関する証明書又は単位修得証明書」に改め、同項に次の一号を  
加える。

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十条第三項中「掲げる書類」の下に「(旧免許状所持者及び施行法第二条に規定す  
る普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年  
度の末日を経過していない者にあつては、第一項第一号から第四号まで、第六号及び第  
七号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類)」を加え、同項第一号中「及  
び第七号に規定する」を「第七号及び第九号に掲げる」に改め、同条第四項中「の規  
定する免許状」を「に規定する免許状の授与」に改め、「掲げる書類」の下に「(旧免許  
状所持者及び法附則第十八項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から  
起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一項  
第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類並びに第二号から第四号  
までに掲げる書類)」を加え、同項第一号中「第六号から第八号までに規定する」を  
「及び第六号から第九号までに掲げる」に改める。

第十条の二中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第一号中「規定する」  
を「掲げる」に改める。

第十一条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第一号中「規定する」

を「掲げる」に改める。

第十二条の二ただし書中「法別表第一の規定の適用を受ける」を「新教育領域に関する特別支援教育科目の修得による」に、「及び第七号」を「から第八号まで」に、「法別表第七の規定の適用を受ける」を「教育職員検定による」に改め、同条第八号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書又は単位修得証明書」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 実務に関する証明書

第十二条の二の次に次の六条を加える。

(有効期間更新の申請)

第十二条の三 法第九条の二第一項の規定により免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならぬ。

一 有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

二 免許状を有することを証する書類

三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 前項の規定にかかわらず、法第九条の二第三項の規定により免許状更新講習を受ける必要がないものとして、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類（施行規則第六十一条の四第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

二 免許状を有することを証する書類

三 知識技能に関する証明書

四 施行規則第六十一条の四に規定する者であることを証する書類

(有効期間延長の申請)

第十二条の四 法第九条の二第五項の規定により免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならぬ。

一 有効期間延長申請書

二 免許状を有することを証する書類

三 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難

であることを証する書類

(更新講習修了確認の申請)

第十二条の五 十九年改正法附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けようとする者は、同条第三項に規定する修了確認期限（以下「修了確認期限」という。）の二月前までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 更新講習修了確認申請書

二 免許状を有することを証する書類

三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(十九年改正法附則第二条第三号に規定する確認の申請)

第十二条の六 十九年改正法附則第二条第三号に規定する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三号第三号の確認申請書

二 免許状を有することを証する書類

三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(修了確認期限延期の申請)

第十二条の七 十九年改正法附則第二条第四項の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類（同項後段の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一 修了確認期限延期申請書

二 免許状を有することを証する書類

三 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であることを証する書類

(免許状更新講習の受講免除の認定の申請)

第十二条の八 十九年改正法附則第二条第五項の規定による認定を受けようとする者は、修了確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類（二十年改正施行規則附則第十条第一項第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一 免許状更新講習受講免除申請書

二 免許状を有することを証する書類  
 三 知識技能に関する証明書

四 二十年改正施行規則附則第十条第一項に規定する者であることを証する書類  
 第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 免許状更新講習

(免許状更新講習を受ける必要がない教育の職)

第十五条の二 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正施行規則附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)及び県教育委員会の教育次長(以下「県教育次長」という。)その他県教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの  
 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの

二 施行規則第六十一条の四第四号二に規定する文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの

三 県内の学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校)を設置する者に限る。)をいう。以下同じ。)の理事

3 二十年改正施行規則附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの

二 県内の学校法人の理事

(免許管理者が指定する表彰等)

第十五条の三 施行規則第六十一条の四第五号及び二十年改正施行規則附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げるものであつて、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限前十年の間に受けたものとする。

一 文部科学大臣優秀教員表彰(部活動等において、特に顕著な成績を上げた者に対する表彰を除く。)

二 岐阜県教育委員会表彰規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号)第二条第五号の規定による表彰(同規則第三条の規定により、同条第一号又は第二号に該当すると認める者について行われたものに限る。)

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第十五条の四 二十年改正施行規則附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの  
 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2 二十年改正施行規則附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの

二 県内の学校法人の理事

(免許状更新講習を受けることができる教育の職)

第十五条の五 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの  
 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの

二 免許状更新講習規則第九条第一項第三号二に規定する文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの

三 県内の学校法人の理事

第十六条中「又は第十一条第三項」を「若しくは第十一条第四項又は十九年改正法附則第二条第五項」に改める。

第二十一条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(証明書の発行証明)

第二十一条の二 施行規則第六十一条の十又は二十年改正施行規則附則第十五条の規定

による証明書の発行に関する証明（以下「証明書の発行証明」という。）を受けようとする者は、有効期間更新証明書等発行証明申請書を提出しなければならない。

2 証明書の発行証明は、有効期間更新証明書等発行証明書により行う。  
（証明書の書換）

第二十一条の三 氏名又は本籍地を変更したことにより、施行規則第六十一条の十又は二十年改正施行規則附則第十五条の規定により発行された証明書の書換を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 有効期間更新証明書等書換申請書
- 二 書換をする証明書
- 三 戸籍抄本

第二十二条第十一号の次に次の八号を加える。

十一の二 有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの） 別記第十一号様式の二

十一の三 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの） 別記第十一号様式の三

十一の四 知識技能に関する証明書 別記第十一号様式の四

十一の五 有効期間延長申請書 別記第十一号様式の五

十一の六 更新講習修了確認申請書 別記第十一号様式の六

十一の七 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認申請書 別記第十一号様式の七

十一の八 修了確認期限延期申請書 別記第十一号様式の八

十一の九 免許状更新講習受講免除申請書 別記第十一号様式の九

第二十二条第十八号を削り、同条第十八号の二中「別記第十八号様式の二」を「別記第十八号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同条に次の三号を加える。

二十二 有効期間更新証明書等発行証明申請書 別記第二十二号様式

二十三 有効期間更新証明書等発行証明申請書 別記第二十三号様式

二十四 有効期間更新証明書等書換申請書 別記第二十四号様式

第二十三条中「教育長」を「県教育長」に改める。

別記第二号様式中「第10条、第10条の2、第11条」を「第10条、第11条、第12条の2」に改める。

「

勤務したかった期間			
年	月	日から	
年	月	日まで	
年	月	日から	
年	月	日まで	
年	月	日から	
年	月	日まで	

を

勤務したかった期間				年 月 日	計 (a - b)
年	月	日から			
年	月	日まで			
年	月	日から			
年	月	日まで			
年	月	日から			
年	月	日まで			

」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

期 間	年月数 (b)	事由 (休職、産育休等の別)	計 (a - b)
-----	---------	-------------------	--------------

第3号様式 (第6条、第10条、第11条、第12条の2、第22条関係)

身体に関する証明書

住所  
勤務(予定)校  
(ふりがな)  
氏名  
生年月日

項目	状況
疾病異常	あり(具体的内容) なし
特記事項	
年月日	年 月 日 証明者 職氏名 印

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

身体証明責任者 職氏名

印

(注) 1 証明者は、医師又は勤務校の校長であること。

2 勤務校の校長が証明者となる場合は、疾病異常欄及び特記事項欄については、健康診断票から転記すること。

「本籍地(都道府県名) 住 所」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」

「本籍地(都道府県名) 住 所」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」

年月日	学校名	部 科 名	入学、 中退、 卒業、 休学、 転学別	修了、 修学別	備 考	有 修
-----	-----	-------	---------------------------------	------------	-----	-----

有効期間の満了の日の確認  
年 月 日  
「生 年 月 日」

「本籍地(都道府県名) 住 所」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」

「本籍地(都道府県名) 住 所」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」

2 印欄は、不要なものを抹消し、有効期間の満了の日については、法第9条第1項、第2項若しくは第4項又は第9条の2第4項若しくは第5項に規定する有効期間の満了の日のうち最も遅い日を記入すること。

「昭和25年法律第261号」第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分」  
「昭和25年法律第261号」第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分」

「本籍地(都道府県名) 住 所」  
「生 年 月 日」  
「生 年 月 日」

第11号様式の2 (第12条の3、第22条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
住 所  
勤 務 (予 定) 校  
(ふ り が な)  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日  
連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地	
修了又は履修した免許状更新講習	事 項	開設者	修了 (履修) 年月日		対象免許種		
	教育についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日		教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄		
	教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日				

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 対象免許種欄は、教諭の免許状に対応する免許状更新講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「栄」に 印を記入すること。

五 四に改め、同様式の次に次の八様式を加える。

第11号様式の3 (第12条の3、第22条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
 岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
 住 所  
 勤 務 (予 定) 校  
 (ふ り が な)  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日  
 連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けた  
 いので、次のとおり申請します。

免 除 事 由						
	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本 籍 地
有する免許状						

上記の者は、次のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

- 1 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭
  - 2 指導主事 社会教育主事  
 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
  - 3 免許状更新講習の講師
  - 4 県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者  
 学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者  
 独立行政法人 (文部科学大臣が指定する者に限る。) の職員で第2号又は第3号に準ずる者
  - 5 前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者 (文部科学大臣が定める者に限る。)
- 年 月 日

証明者 職氏名 印

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 該当する項目の「レ」を記入すること。  
 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習の免除対象者		証明者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会 (教職員課長)
	市町村立学校	市町村教育委員会 (人事担当課長)
	私立学校	学校法人の理事長
教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
免許状更新講習の講師		講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長

第11号様式の4 (第12条の3、第12条の8、第22条関係)

(親展文書)

## 知識技能に関する証明書

勤 務 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

上記の者の知識技能は、次のとおりです。

項 目	所 見	
	十分である	十分でない
1 学校経営		
2 学校教育の管理		
3 教育活動の管理		
4 職員の指導・管理		
5 学習指導		
6 生徒指導		
7 学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等		
8 保健管理		
9 健康指導		
10 給食管理		
11 食に関する指導		

年 月 日

証明者 職氏名

印

- (注) 1 校長にあつては1、2及び4の項目に を付けること。  
 2 副校長及び教頭にあつては1、3及び4の項目に を付けること。  
 3 主幹教諭、指導教諭にあつては5及び6の項目に を付けること。  
 4 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者にあつては7の項目に を付けること。  
 5 施行規則第61条の4第5号に規定する表彰等又は20年改正施行規則附則第10条第1項第5号に規定する表彰等を受けた者のうち教諭にあつては5及び6、養護教諭にあつては8及び9、栄養教諭にあつては10及び11の項目に を付けること。  
 6 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習の免除対象者		証明者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会 (教職員課長)
	市町村立学校	市町村教育委員会 (人事担当課長)
	私立学校	学校法人の理事長
教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	教育委員会
	現地機関の長	本庁課長

第11号様式の5 (第12条の4、第22条関係)

有効期間延長申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
住 所  
勤 務 (予 定) 校  
(ふ り が な)  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日  
連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定により免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けたいので、次のとおり申請します。

延 長 事 由		年 月 日 ~ 年 月 日				
延長事由が存続する期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

第11号様式の 6 (第12条の 5、第22条関係)

更新講習修了確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
住 所  
勤 務 (予 定) 校  
(ふ り が な)  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日  
連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地
有する免許状						
修了又は履修した免許状更新講習	事 項	開設者		修了 (履修) 年月日		対象免許種
	教育についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			年 月 日		
	教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日 年 月 日 年 月 日		教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 対象免許種欄は、教諭を対象とする免許状更新講習であれば「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習であれば「栄」に 印を記入すること。

第11号様式の7 (第12条の6、第22条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
 岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
 住 所  
 勤 務 (予 定) 校  
 (ふ り が な)  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日  
 連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により同法附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地
有する免許状						
修了又は履修した免許状更新講習	事 項	開設者		修了 (履修) 年月日		
	教育についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			年	月	日
	教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年	月	日

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

第11号様式の 8 (第12条の 7、第22条関係)

修了確認期限延期申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
住 所  
勤 務 (予 定) 校  
(ふ り が な)  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日  
連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 4 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けたいので、次のとおり申請します。

延 期 事 由		年 月 日 ~ 年 月 日				
延期事由が存続する期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

第11号様式の9 (第12条の8、第22条関係)

免許状更新講習受講免除申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
 岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
 住 所  
 勤 務 (予 定) 校  
 (ふ り が な)  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日  
 連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第5項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により免許状更新講習の受講免除の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

免 除 事 由		免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本 籍 地
有する免許状							

上記の者は、次のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

- 1 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭
  - 2 指導主事 社会教育主事  
 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
  - 3 免許状更新講習の講師
  - 4 県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者  
 学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
  - 5 前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者 (文部科学大臣が定める者に限る。)
- 年 月 日

証明者 職氏名 印

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 該当する項目の「レ」を記入すること。  
 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表右欄に掲げる者とする。

免許状更新講習の免除対象者		証明者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	県教育委員会 (教職員課長)
	市町村立学校	市町村教育委員会 (人事担当課長)
	私立学校	学校法人の理事長
教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
免許状更新講習の講師		講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長

氏名 藤原 隆子 本籍地(都府県) 東京都

生年月日 昭和28年11月15日 住所 東京都港区

追加工数 追加工数 追加工数

Table with 2 columns: 追加年月日, 年月日. Includes fields for special education support and effective dates.

教育職員免許法 第10条第2項 第11条第4項の規定により、本書を添えて

返納の理由 教育職員免許法第10条第1項第(教育職員免許法第5条第1項第教育職員免許法第11条第教育職員免許法第11条第

号該当 号該当 返納の理由 教育職員免許法第10条第1項第(教育職員免許法第5条第1項第教育職員免許法第11条第教育職員免許法第11条第

号該当

第 号該当) 同様式(注)を次のように記載せよ。 特例法の一部を改正する 則第2条第5項該当

(注) 「返納の理由」欄には該当する号番号又は項番号を記入し、不要なところを抹消すること。 藤原 隆子 昭和28年11月15日

第16号様式の2 (第22条関係)

(教育職員) 特別免許状

本籍地  
氏名  
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(教育職員)特別免許状を授与する。

記

年 月 日  
岐阜県教育委員会 印

(番号)  
授与条件  
有効期間の満了の日 年 月 日  
この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

第17号様式その1 (第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地  
氏名  
年 月 日生

右の者に(教育職員免許法第 条)(教育職員免許法施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科)について(教育職員)臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日  
岐阜県教育委員会 印

(番号)  
授与条件  
この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行規則別記第一号様式の備考及び施行法施行規則別記第二号様式の備考の定めるところによる。

第17号様式その2 (第22条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地  
氏名

年 月 日生

右の者は、教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）臨時免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三  
年間岐阜県においてのみ効力を有する。

備考 記載は、施行法施行規則別記第一号様式の備考の定めるところによる。

別記第十八号様式を削り、別記第十八号様式の二中「第5条第3項」を「第5条  
第4項」に改め、同様式を別記第十八号様式とする。

別記第二十号様式中

病弱者 (身体虚弱者を含む。)

年 月 日	を	有効期間の満了の日 又は修了確認期限	病弱者 (身体虚弱者を 含む。)
-------	---	-----------------------	---------------------

含む。) 年 月 日

年 月 日

に改める。

別記第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 (第21条、第22条関係)

第 号

## 教育職員免許状授与証明書

本 籍 地  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日

上記の者に下記の免許状を授与したことを証明します。

## 記

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追加した領域及び 追 加 年 月 日	領 域 名	追 加 年 月 日
根 拠 規 定		
有効期間の満了の日		
備 考		

年 月 日

岐阜県教育委員会

備考 二十年改正施行規則附則第9条第1項に規定する行為を受けた者については、「有効期間の満了の日」を「修了確認期限」とする。

第22号様式 (第21条の2、第22条関係)

有効期間更新証明書等発行証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

申請者住所  
申請者氏名  
連絡先

次の証明書の発行証明書を申請します。

氏 名			
本 籍 地	都 道 府 県	生年月日	年 月 日
証 明 書 の 種 類	有効期間更新証明書		
	有効期間延長証明書		
	更新講習修了確認証明書		
	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認証明書		
	修了確認期限延期証明書		
	免許状更新講習免除証明書		
証 明 書 の 番 号	第 号	発行年月日	年 月 日
有効期間の満了の日 又は修了確認期限	年 月 日		

(注) 証明書の種類欄は、発行証明を希望する証明書の左欄に を記入すること。

別記第二十一号様式の次に次の三様式を加える。

第23号様式 (第21条の2、第22条関係)

第 号

## 有効期間更新証明書等発行証明書

本 籍 地  
氏 名  
生年月日

年 月 日

上記の者に下記の証明書を発行したことを証明します。

## 記

証 明 書 の 種 類	
証 明 書 の 番 号	
発 行 年 月 日	
有効期間の満了の日	
免 許 状 の 種 類	
授 与 年 月 日	
授 与 権 者	
免 許 状 の 番 号	
免 許 状 の 氏 名	
免 許 状 の 本 籍 地	

年 月 日

岐阜県教育委員会

備考 旧免許状所持者については、「有効期間の満了の日」を「修了確認期限」とする。

第24号様式 (第21条の3、第22条関係)

有効期間更新証明書等書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様  
岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)  
住 所  
勤 務 (予 定) 校  
(ふ り が な)  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日  
連 絡 先

次のとおり変更したので、証明書の書換を申請します。

(ふりがな) 氏名	新	
	旧	
本 籍 地 (都道府県名)	新	
	旧	
書 換 事 由		

証 明 書 の 種 類	有効期間更新証明書		
	有効期間延長証明書		
	更新講習修了確認証明書		
	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認証明書		
	修了確認期限延期証明書		
	免許状更新講習免除証明書		
証 明 書 の 番 号	第 号	発行年月日	年 月 日
有効期間の満了の日 又は修了確認期限	年 月 日		

(注) 証明書の種類欄は、書換を希望する証明書の左欄に を記入すること。

付表第六備考第三号及び第四号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（副校長等）

- 第十五条 学校に副校長及び主幹教諭を置くことができる。
  - 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
  - 3 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 第十七条第一項本文中「進路指導主事」の下に「通信制の課程にあつては、教務主任及び生徒指導主事に限る。以下「教務主任等」という。」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第十七条第八項中「教務主任、学年主任、図書主任、生徒指導主事及び進路指導主事」を「教務主任等」に改め、「教諭」の下に「保健主事にあつては、教諭又は養護教諭」

を加え、同条第九項を削る。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者の担当する業務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第二十条の二第三項中「当該学校の」の下に「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（副校長等）

- 第十四条 学校に副校長及び主幹教諭を置くことができる。
  - 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
  - 3 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 第十五条第一項中「属する」の下に「主幹教諭又は」を加える。
- 第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、こ

の限りでない。

第十六条第四項中「教務主任」の下に「及び保健主事」を、「教諭」の下に「保健主事」にあつては、教諭又は養護教諭」を加え、同条第五項を削る。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者の担当する寮務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第十八条第五項中「及び」を「又は」に改める。

第二十条の二第三項中「当該学校の」の下に「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

小学校	校長、教頭、教諭、助教諭及び講師	六、七三〇人
	養護教諭及び養護助教諭	三九六八
	学校栄養職員（栄養教諭を含む。）	二二四八

小

本則の表中

中学校	事務職員	三九四人
	校長、教頭、教諭、助教諭及び講師	四、〇〇一人
	養護教諭及び養護助教諭	二〇〇人
	学校栄養職員（栄養教諭を含む。）	五八八
	事務職員	二〇五人

を

中

に改める。

学校	校長、教頭、教諭、助教諭及び講師	六、七四一人
	養護教諭及び養護助教諭	三九四八
	栄養教諭	五一人
	学校栄養職員	六九八
	事務職員	三九二人
学校	校長、教頭、教諭、助教諭及び講師	四、〇二七人
	養護教諭及び養護助教諭	二〇一人
	栄養教諭	二九人
	学校栄養職員	三〇人
	事務職員	二〇六人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務のうち、次に掲げる事項を除くほか、すべての事務を平成二十一年四月一日付けで岐阜県商工労働部長に委任した。

なお、平成二十年岐阜県教育委員会告示第四号は、廃止する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 岡 時 子

- 1 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例（平成七年岐阜県条例第三十号）の改正及び廃止に関する事。
- 2 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則（平成七年岐阜県教育委員会規則第十六号）の改正及び廃止に関する事。

平成二十一年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社